

議員提出議案第7号

交野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例について

上記の議案を、別記のとおり地方自治法第112条及び交野市議会会議規則第14条の規定により提出します。

条例案……別記

平成31年3月26日提出

提出者	交野市議会議員	片岡弘子
賛成者	交野市議会議員	三浦美代子
賛成者	交野市議会議員	岡田伴昌

提案理由 議員に対して交付される政務活動費の交付月額を平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間、減額するため所要の改正を行うもの。

交野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例案

交野市議会政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

交野市議会政務活動費の交付に関する条例（平成13年条例第23号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「（施行期日）」を付し、附則に次の1項を加える。

（平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間における政務活動費の交付月額に関する特例）

2 基準日に在職する議員に対して交付される政務活動費は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成31年4月1日から平成33年3月31日までの間、月額18,000円とする。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。